



もう一度確認！！山口県の最低賃金は**829円です**！！

●山口県で適用される最低賃金は、現在、下記のとおり決定されています。

最低賃金名	時間額	効力発生の日
山口県最低賃金	829円	令和元年10月5日

※広島県は871円

健康保険料・厚生年金保険料の変更について

令和3年3月分より保険料が変わります。

保険料額表をお送りいたしますので、ご確認下さい。

また、年齢により新たに徴収される保険もございます。

貴社におかれましても、『従業員の年齢による社会保険料等チェックリスト』をご参考に、従業員の方の生年月日をご確認の上、該当される方がおられる場合はご変更、ご一報をお願いします。

雇用保険料の変更について

令和3年4月分からも保険料は変更ございません。

※今後社会保険関係のお知らせは、

弊所ホームページにて掲載いたしますので、ご確認の程宜しくお願いいたします。

⇒ 『杉岡法律会計事務所ホームページ』でご検索下さい。

ホームページアドレスは <http://s-ola.com/> または

杉岡会計事務所

検索

杉岡法律会計事務所
社会保険労務士 松野 理絵
0833-72-6094